

# 大分県報

平成三十年  
第三〇一五号  
九月四日

（火曜日）

## 目次

規則  
大分県長者原オートキャンプ場利用規則の廃止……………一

### 告示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請……………一

青少年に有害な興行の指定……………二

大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出（二件）……………二

保安林の指定……………四

道路区域の変更（四件）……………四

道路の供用開始（四件）……………五

### 選挙管理委員会告示

衆議院議員、参議院（選挙区選出）議員、大分県知事及び大分県議会議員選挙執行規程……………六

の一部改正……………六

大分県議会議員及び大分県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用及びポスターの……………六

作成並びに大分県知事の選挙におけるビラの作成の公営に関する規程の一部改正……………六

### 監査公表

監査の結果に関する公表……………七

### 公告

開発行為の完了……………九

落札者等の公示……………一〇

## 規則

大分県長者原オートキャンプ場利用規則を廃止する規則をここに公布する。

平成三十年九月四日

平成三十年九月四日

## 告示

### 大分県告示第五百二十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。

平成三十年九月四日

大分県知事 広瀬勝貞

一 変更申請のあった年月日

平成三十年八月二十一日

二 変更申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 緑の工房なぐらす

三 代表者の氏名

葛西 満里子

四 主たる事務所の所在地

大分市御幸町十六組の一

五 定款に記載された目的

この法人は、一般の人々に対し、自然とのふれあい、人と人とのふれあい事業を行い、自然と人間とが共生する地域づくりを目指し、二十一世紀の明るい社会構築に寄与することを目的とする。

六 定款変更の内容

会員に関する事項の変更  
役員に関する事項の変更  
会議に関する事項の変更  
資産及び会計に関する事項の変更

大分県報（規則・告示）

大分県規則第六十五号  
大分県長者原オートキャンプ場利用規則を廃止する規則  
大分県長者原オートキャンプ場利用規則（昭和四十三年大分県規則第四十二号）は、廃止する。

### 附則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

大分県知事 広瀬勝貞

定款の変更に関する事項の変更  
 公告の方法の変更

大分県告示第五百二十八号

次の興行は、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるので、青少年の健全な育成に関する条例(昭和四十一年大分県条例第四十号)第二十条第二項の規定により、これを有害興行に指定した。

平成三十年九月四日

大分県知事 広瀬 貞

指定年月日	種類	題名	制作社名 又は配給社名	指定理由
平三〇・ 八・二三	映画	来訪者X 痴女遊戯	オーピー映画	著しく青少年 の性的感情を刺 激し、その健全 な育成を害する おそれがある。
〃	〃	妖艶ニューハーフ 快楽の舌戯	新東宝映画	
〃	〃	感じるつちんこ ヤリ放題!	オーピー映画	
〃	〃	寸止めスナック めす酒場	オーピー映画	

大分県告示第五百二十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年九月四日

大分県知事 広瀬 貞

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
 ヤマダ電機テックランド大分本店  
 大分市大字下郡字下鶴三千六百十二番一 外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所  
 株式会社ヤマダ電機  
 代表取締役 山田 昇  
 群馬県高崎市栄町一番一号

3 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前 株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

変更後 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の一

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

変更後 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

変更後 群馬県前橋市日吉町四丁目四十番地の一

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

変更後 群馬県高崎市栄町一番一号

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山田 昇

4 変更の年月日

平成二十年七月一日

二 届出年月日

平成三十年八月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者

は、その旨を申し出ることができる。

### 大分県告示第五百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第六条第二項の規定により次のとおり大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により関係書類を縦覧に供する。

平成三十年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

#### 一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ヤマダ電機テックランド大分本店

大分市大字下郡字下鶴三千六百十二番一 外

2 届出者の氏名又は名称及び住所

株式会社ヤマダ電機

代表取締役 山 田 昇

群馬県高崎市栄町一番一号

3 変更しようとする事項

(一) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

変更前 二千七百六十三平方メートル

変更後 五千百六十七平方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の位置及び収容台数

変更前 駐車場No.一 建物内 四十四台

駐車場No.二 建物東側 二十五台

駐車場No.三 隔地駐車場 百一台

合計 百七十台

変更後 駐車場No.一 建物敷地内 百四十五台

駐車場No.二 隔地駐車場 五十七台

合計 二百二十台

(2) 駐輪場の位置及び収容台数

変更前 建物内北側 二十台

変更後 建物内北側 五十四台

建物内中央 十三台

建物南側 八台

合計 七十五台

(3) 荷さばき施設の位置及び面積

変更前 建物内南西側 六十八平方メートル

変更後 建物南側 三十一・五平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

変更前 建物西側 八十八立方メートル

変更後 隔地駐車場東側 百十二・一六立方メートル

(二) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後九時

変更後 開店時刻 午前十時

閉店時刻 午後十時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前 午前九時三十分から午後九時三十分

変更後 午前九時三十分から午後十時三十分

(3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前 駐車場No.一 二箇所 建物敷地北側及び南側

駐車場No.二 二箇所 建物敷地北側及び南側

駐車場No.三 一箇所 隔地駐車場北側

合計 五箇所

変更後 駐車場No.一 五箇所 建物敷地北側及び南側

駐車場No.二 一箇所 隔地駐車場北側

合計 六箇所

4 変更する年月日

平成三十一年四月二日

二 届出年月日

平成三十年八月一日

三 関係書類の縦覧

1 縦覧期間

平成三十年九月四日

大分県報（告示）

平成三十年九月四日から平成三十一年一月四日まで

2 縦覧場所

大分県商工労働部商業・サービス業振興課

四 その他

法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、この告示の日から平成三十一年一月四日までに意見の内容及びその理由並びに氏名又は名称及び住所又は所在地(以下「氏名等」という。)を記載した意見書を大分県商工労働部商業・サービス業振興課に提出しなければならない。

なお、法第八条第三項の規定による意見の縦覧において、氏名等の縦覧を希望しない者は、その旨を申し出ることができる。

大分県告示第五百三十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。  
平成三十年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林の所在場所

宇佐市安心院町萱籠字須崎末ヶ谷一番一

二 指定の目的

水源の涵養

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。  
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第五百三十二号

道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別		敷地の幅員		延 長		備 考	
県道別府山香線		別府市大字内竈字森谷筋一九五二番三から別府市大字内竈字金丸二一六八番二まで		前 A		前 メートル 七・五 四・〇		前 メートル 二七・八 二〇・八		前 メートル 四七・〇	
道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別		敷地の幅員		延 長		備 考	
県道鳥越湯布院線		宇佐市安心院町筧ノ口字笛太郎一六七二番地先から宇佐市安心院町筧ノ口字奥谷一六九一番地先まで		前 B		前 メートル 九・二 四・〇		前 メートル 二七・八 二〇・八		前 メートル 四七・〇	
道路の種類及び路線名		区 間		区域変更前後別		敷地の幅員		延 長		備 考	
				後 A		後 メートル 七・五 四・〇		後 メートル 二七・八 二〇・八		後 メートル 四七・〇	

大分県告示第五百三十三号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
平成三十年九月四日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第五百三十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月四日

道路の種類及び路線名 県道山香院内線	区間 宇佐市安心院町矢津字其田一一五番一地先から 宇佐市安心院町矢津字其田九五番地先まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル 九・八 八・四	延長 メートル 六三・五
		後	一・九 一〇・九	六三・五

大分県告示第五百三十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。  
 その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月四日

道路の種類及び路線名 県道宝珠山日田線	区間 日田市大字小野字椰野二二九六番一 地先から 日田市大字小野字大石二二九六番三 まで	区域変更 前後別	敷地の幅員 メートル 二一・〇 八・〇	延長 メートル 四七一・〇
		後	四六・五 一三・五	四六〇・〇

大分県告示第五百三十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月四日

道路の種類及び路線名 県道新城山香線	供用開始区間 豊後高田市田染池部字内迫一三九〇番四から 豊後高田市田染池部字内迫一三九八番三まで 豊後高田市田染池部字内迫一四〇一番一地先から 豊後高田市田染池部字五反田一八五三番二まで	供用開始年月日 平三〇・九・四
-----------------------	---	--------------------

大分県告示第五百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月四日

道路の種類及び路線名 県道鳥越湯布院線	供用開始区間 宇佐市安心院町釜ノ口字菅太郎一六七二番地先 から 宇佐市安心院町釜ノ口字奥谷一六九一番地先まで	供用開始年月日 平三〇・九・四
------------------------	---	--------------------

大分県告示第五百三十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。  
 その関係図面は、平成三十年九月四日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。  
 平成三十年九月四日

平成三十年九月四日

大分県報（告示）







- るもので、概ね次に該当するもの
- ① 違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
  - ② 過失が認められるもの
  - ③ 事務処理等が適正を欠くもの
  - ④ 経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	市町村負担金について、土木事業に係る市町村負担金徴収事務取扱要領で定める各期日ごとに徴収せずに、全額を第3期分として一括して徴収している事例が認められた。
別府土木事務所	国から譲与を受けた廃川敷地について、長年にわたり河川法上の許可を得ないで占用している占有者に対して払下げ等の協議を十分に行っていないなど、廃川敷地の管理が不適正な事例が認められた。
佐伯土木事務所	港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、その算定を誤ったことから、過小に徴収している事例が認められた。
中津土木事務所	港湾施設の使用料について、使用する全期間に応じた単価を適用すべきところ、許可した期間ごとに単価を適用したことから、過小に徴収している事例が認められた。 港湾施設の使用料について、債権管理簿を作成しておらず、督促状を一部発行していなかったほか、完納後に金額が確定した延滞金を調定・徴収していないなどの事例が認められた。

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(知事部局・総務部)	
大分県東部振興局	ETCカードの管理について、カードを紛失した場合、具体的な再発防止策を記載した所属長の意見書を添えて、知事に事故報告書を提出するよう定められているが、カ

大分県中部振興局	カードを紛失したにも関わらず事故報告書を提出しておらず、具体的な再発防止策も検討していない事例が認められた。
大分県南部振興局	備品である放牧用電気牧柵について、会計規則に定められた手続を執らずに、部外に貸付けを行っている事例が認められた。 劇物について、出納簿等に受払の記録がされておらず、施錠可能な専用保管庫ではないキヤビネットに長期間にわたり保管されていた事例が認められた。
大分県西部振興局	再雇用非常勤職員の通勤費用弁償について、日額の算定を誤り過大に支給している事例が認められた。 労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。 野生鳥獣食肉等利活用推進事業について、補助対象経費に消費税等仕入控除税額が含まれているかの確認が十分に行われておらず補助金の過大支給となっている事例が認められた。
大分県北部振興局	行政財産の家賃貸付料について、調定が遅延したために要領に定める期日までに徴収していない事例が認められた。 時間外勤務手当について、週休日の振替指定日に勤務を命じているにもかかわらず、当該手当を支給していない事例が認められた。 現金出納事務について、証紙売払収入等として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。
豊後高田土木事務所	収入証紙について、証紙売払収入額が証紙受払簿の払出額より過小となっており、証紙受払簿上の残高と保管残高が一致しない事例が認められた。
(知事部局・土木建築部)	
豊後高田土木事務所	河川改良工事について、協議書により配置することを承諾した交通誘導警備員に係る経費を計上しておらず、積算額が過小となっている事例が認められた。



佐伯土木事務所	労働安全衛生委員会について、委員会の開催に当たっては可能な限り委員全員の出席に努めることとされているが、過年度より知事が委嘱した産業医に対し、当該委員会の開催通知を行っていない事例が認められた。	大分県中部振興局	平成30年6月13日から15日まで、平成30年7月10日
竹田土木事務所	役務提供契約について、年度末に発注した公用車のタイヤ交換及び修繕に係る手数料等を翌年度予算で支払っている事例が認められた。 現金出納事務について、証紙売払収入として領収した現金を会計規則に定められた期間を超えて指定金融機関等に払い込んでいる事例が認められた。	大分県南部振興局	平成30年5月23日から25日まで、平成30年6月22日
中津土木事務所	行政財産の目的外使用許可に係る使用料について、調定が遅延したために条例で定める期日までに徴収していない事例が認められた。	大分県豊肥振興局	平成30年5月16日から18日まで、平成30年6月14日
宇佐土木事務所	道路占用料について、算定を誤ったことから、過小または過大に徴収していた事例が認められた。	大分県西部振興局	平成30年5月30日から6月1日まで、平成30年6月26日
(企業局)		豊後高田土木事務所	平成30年5月9日から11日まで、平成30年6月8日
企業局	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。 固定資産の減価償却計算等について、正確性を欠く事例が認められた。	国東土木事務所	平成30年4月12日から13日まで、平成30年5月11日
		別府土木事務所	平成30年4月12日から13日まで、平成30年5月11日
		大分土木事務所	平成30年4月16日から17日まで、平成30年5月22日
		臼杵土木事務所	平成30年4月18日から20日まで、平成30年5月22日
		佐伯土木事務所	平成30年5月21日から22日まで、平成30年6月22日
		豊後大野土木事務所	平成30年4月25日から26日まで、平成30年6月5日
		竹田土木事務所	平成30年4月25日から26日まで、平成30年6月5日
		玖珠土木事務所	平成30年5月21日から22日まで、平成30年6月14日
		日田土木事務所	平成30年4月23日から24日まで、平成30年5月30日
		中津土木事務所	平成30年4月23日から24日まで、平成30年5月30日
		宇佐土木事務所	平成30年5月7日から8日まで、平成30年6月1日
		企業局	平成30年4月18日から19日まで、平成30年6月1日
		病院局	平成30年6月5日から7日まで、平成30年6月29日
3 監査の執行状況 各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。		○公 告	
監査対象機関	監 査 実 施 日	都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。 平成三十年九月四日	
別府県税事務所	平成30年6月12日、平成30年6月29日	大分県知事 広 瀬 勝 貞	
大分県税事務所	平成30年6月12日から13日まで、平成30年7月10日	開発区域に含まれる地域の名称	
佐伯県税事務所	平成30年6月12日、平成30年8月7日	日田市大字田島字畑江五百八十一番一ほか七筆及び五百八十三番七地先里道並びに大字	
日田県税事務所	平成30年6月8日、平成30年7月5日		
中津県税事務所	平成30年6月14日、平成30年7月5日		
豊後大野県税事務所	平成30年6月15日、平成30年8月7日		
大分県東部振興局	平成30年5月16日から18日まで、平成30年6月15日		

平成三十年九月四日

大分県報（監査公表・公告）

九

北豆田字平ノ下千四百五十二番一ほか四筆及び千四百五十三番一地先里道  
二 開発区域の面積

五千七十三・〇七平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名  
福岡県福岡市博多区東平尾一丁目十番一号

株式会社天領バス

代表取締役 武内 一彦

四 完了検査年月日  
平成三十年八月十六日

次のとおり落札者等について公示する。

平成三十年九月四日

大分県立病院長 井上敏郎

一 落札に係る物品等の名称及び数量

超広角蛍光眼底造影及び狭角広角光干渉断層撮影複合機一式（本体及び周辺機器の搬入・設置並びに現有機器の撤去・処分を含む。）

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

大分県立病院事務局会計管理課

大分市大字豊饒四百七十六番地

三 落札者を決定した日

平成三十年七月二十七日

四 落札者の氏名及び住所

株式会社アステム 代表取締役 吉村 次生

大分市西大道二丁目三番八号

五 落札金額

四千三十九万二千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

六 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

七 一般競争入札を公告した日

平成三十年六月十五日